

令和5年9月教育委員会定例会事項書

令和5年9月25日（月） 午後2時から

教育委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員について

3 議 事

- (1) 【議案第2090号】専決（鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任命）の承認について
(教育総務課)
- (2) 【議案第2091号】鈴鹿市教育委員会後援等の取扱いに関する要綱の全部改正について
(教育総務課)
- (3) 【議案第2092号】佐佐木信綱記念館条例施行規則の一部改正について
(文化財課)

4 報告事項

- (1) 次期鈴鹿市教育振興基本計画の策定について
(教育総務課)
- (2) 天栄中学校区における学校再編の取組について
(教育政策課)
- (3) 鈴鹿市子ども条例（仮称）の制定について
(子ども政策課)

5 その他

- (1) 令和5年10月教育委員会定例会の開催について
(教育総務課)

9月教育委員会 定例会席表

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 教育委員 (山中 秀志) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 教育長 (廣田 隆延) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (会議録署名者) 教育委員 (松嶋 康博) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 教育委員 (下古谷 博司) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 教育委員 (笠井 智佳) </div> </div>					
子ども政策課長 (長尾 哲)	文化財課長 (大窪 隆仁)	参事 (三浦 洋子)	教育次長 (伊川 歩)	参事兼 教育総務課長 (鈴木 明)	参事兼 教育政策課長 (小林 佐織)
/	学校教育課長 (藤見 忠)	参事兼 教育指導課長 (西村 佳代子)	教育支援課長 (津田 由美子)	書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
/	/	/	/	/	/
傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席

(傍聴人:定員は10人)

令和5年9月 教育委員会 定例会

議 案

(第2090号～第2092号)

令和5年9月25日

鈴鹿市教育委員会

専決の承認について

鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任命について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年9月25日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任命を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

議案第2091号

鈴鹿市教育委員会後援等の取扱いに関する要綱の全部改正について
鈴鹿市教育委員会後援等の取扱いに関する要綱の全部を改正する告示を次のよ
うに制定する。

令和5年9月25日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市教育委員会後援等の取扱いに関する要綱

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会後援等の取扱いに関する要綱の全部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第2号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会後援等の取扱いに関する要綱

鈴鹿市教育委員会後援等の取扱いに関する要綱（平成25年鈴鹿市教育委員会告示第4号）の全部を改正する。

鈴鹿市教育委員会が行う後援等の取扱いについては、別に定めるもののほか、鈴鹿市後援等の取扱いに関する要綱（平成25年鈴鹿市告示第235号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に改正前の鈴鹿市教育委員会後援等の取扱いに関する要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の鈴鹿市教育委員会後援等の取扱いに関する要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>市以外のものが実施する</u>展覧会，講演会，演奏会，競技会，記念事業，大会その他の行事又は催し（以下「事業」という。）について、<u>市が後援等を行う場合の取扱い</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「後援等」とは、<u>後援，協賛その他市が事業の趣旨に賛同し，その開催を支援することを</u>いう。</p> <p>(後援等)</p> <p>第3条 <u>市は，市の施策の推進に寄与すると認められる事業であって公益性を有するものについて，後援等を行うことができる。ただし，次の各号のいずれかに該当する事業については，この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>広く市民に参加の機会が与えられていない事業</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>営利，商業宣伝，売名又は会員</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>本市以外のものが企画し，実施しようとする</u>展覧会，講演会，演奏会，競技会，記念事業，大会その他の行事又は催し（<u>その企画及び実施に係る運営費について本市が補助等を決定したものを除く。</u>以下「事業」という。）に対し、<u>本市が後援等を行う場合の取扱い</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「後援等」とは、<u>後援及び協賛（名義等の表示を含む。）</u>をいう。</p> <p>(後援等の対象)</p> <p>第3条 <u>後援等の対象となる事業は，本市の行政施策の推進上有益であると認められる事業で，かつ，次の各号のいずれにも該当しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>本市に金銭の負担を直接的に求める事業</u></p> <p>(2) <u>参加者の範囲を不要に限定する事業</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>営利，商業宣伝，売名又は会員</u></p>

等の勧誘若しくは親睦を目的とする
事業

(4) 法令又は公序良俗に反し、又は
反するおそれがある事業

(5) 市の信用又は品位を損ない、又
は損なうおそれがある事業

(6) 暴力団（暴力団員による不当な
行為の防止等に関する法律（平成3
年法律第77号）第2条第2号に規定
する暴力団をいう。次項第1号にお
いて同じ。）の利益になり、又は利益
になるおそれがある事業

(7) 目的及び内容が明らかでない事
業

(8) 前各号に掲げるもののほか、市
長が後援等を行うことが適当でない
と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号
のいずれかに該当するものが主催し、
又は関与する事業（第3号に掲げるも
のにあつては、主催する事業）は、後援
等を行わない。

(1) 暴力団その他反社会的な活動
を行うもの

(2) 法令又は公序良俗に反する活動
を行うもの

等の勧誘を目的とする事業

(5) 法令等に違反し、又は違反する
おそれがあると認められる事業

(6) 本市の品位を損ない、又は損な
うおそれがあると認められる事業

(7) 公序良俗に反し、又は反するお
それのある事業

(8) 暴力団（暴力団員による不当な
行為の防止等に関する法律（平成3
年法律第77号）第2条第2号に規定
する暴力団をいう。）の利益になり、
又は利益になるおそれのある事業

(9) 社会的な非難を受け、又は受け
るおそれのある事業

(10) 前各号に掲げるもののほか、市
長が適当でないと認めた事業

(3) 身元（主催者が団体である場合にあっては、当該団体の設置目的、組織の構成員等）が明らかでないもの（後援等の名義の使用）

第4条 市の後援等を受けた事業である旨の表示又は公表は、当該事業について市の後援等を受けたもの（以下「後援等事業者」という。）に限り、行うことができる。

（賞状の交付等）

第5条 市長は、後援等を行う事業について、必要があると認めるときは、賞状の交付、啓発物品の支給等を行うことができる。

（後援等の申請）

第6条 市の後援等を受けようとするものは、後援等を受けようとする日の10日前までに後援等申請書（第1号様式）にその活動内容等が分かる資料及び後援等を受けようとする事業の目的、内容等が分かる資料を添えて市長に提出しなければならない。

（後援等の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請

（賞状の交付等）

第4条 市長は、後援等を承認した事業に対し必要があると認めるときは、賞状の交付、啓発物品の支給等を行うことができる。

（後援等の申請等）

第5条 本市の後援等を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次条第1項の規定による後援等の承認の決定（以下「承認決定」という。）を受けようとする日の10日前までに後援等承認申請書（第1号様式）にその活動内容等が分かる資料及び後援等を受けようとする事業の内容等が分かる資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、承認決定を受ける前に、本市の名義等を用いて広告その他の表示をしてはならない。

（後援等の承認等）

第6条 市長は、前条第1項の規定によ

があったときは、その内容を審査し、後援等の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要と認める条件を付することができる。

- 2 市長は、後援等を行うことを決定したときにあつては後援等承認決定通知書（第2号様式）により、後援等を行わないことを決定したときにあつては後援等不承認決定通知書（第3号様式）により、前条の規定による申請をしたものに通知するものとする。

（後援等の期間）

第8条 後援等の期間は、前条第1項の規定により後援等を行うことを決定した日から当該後援等に係る事業を完了する日までとする。ただし、その期間が1年を超える場合は、1年とする。

- 2 前項ただし書の場合において、後援等事業者は、後援等の期間満了後引き続き後援等を受けようとするときは、その期間満了の日の1月前から10日前までの間に第6条の規定による申請を行わなければならない。

（事業の変更等の届出）

第9条 後援等事業者は、後援等を受けた事業について、その内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに後援等事業変更中止届（第4号様式）

る申請があったときは、その内容を審査し、後援等の承認の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、承認について必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、承認決定をしたときにあつては後援等承認決定通知書（第2号様式）により、後援等の不承認の決定をしたときにあつては後援等不承認決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（承認の期間）

第7条 後援等の承認期間は、承認の日から承認決定を受けた事業を完了する日までとする。ただし、承認の日から承認決定を受けた事業を完了するまでの期間が1年を超える場合は、1年とする。

- 2 前項ただし書の場合において、引き続き後援等の承認を受けようとするときは、第5条第1項の規定による申請を行わなければならない。

（事業変更等の届出）

第8条 承認決定を受けたものは、当該承認を受けた事業について、その内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに後援等事業変更中止届（第

を市長に提出しなければならない。

(後援等の取消し等)

第10条 市長は、後援等を行う事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該後援等を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により後援等を受けたことが判明したとき。

(2) 第3条に規定する後援等の要件を満たさないことが判明したとき。

(3) 後援等事業者が、第4条の規定に違反して後援等を受ける前に同条に規定する行為をしたことが判明したとき。

(4) 後援等事業者が、第7条第1項後段の規定により付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により後援等を取り消したときは、後援等取消通知書（第5号様式）により当該後援等の取消しを受けたものに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により後援等

4号様式）を市長に提出しなければならない。

(承認決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該承認決定を取り消すことができる。

(1) 承認決定を受けたものが偽りその他の不正の手段により承認決定を受けたとき。

(2) 承認決定を受けた事業が本市の行政施策の推進上有益であると認められない事業であることが判明したとき。

(3) 承認決定を受けた事業が第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 承認決定を受けたものが第5条第2項の規定に違反したことが判明したとき。

(5) 承認決定を受けたものが第6条第1項後段の規定により付した承認の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により承認決定を取り消したときは、後援等承認決定取消通知書（第5号様式）により承認決定を受けたものに通知するものとする。

3 市長は、承認決定を取り消したとき

を取り消したときは、第5条の規定により交付した賞状、支給した啓発物品等の返還を求めるものとする。

(事業の完了の報告)

第11条 後援等事業者は、後援等を受けた事業が完了したときは、当該事業の完了後30日以内に後援等事業実施報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、後援等を行った事業が入場料、参加料、負担金その他の料金を徴収したものであるときは、前項の規定による報告とともに収支決算書の提出を求めることができる。

3 後援等事業者は、第5条の規定により賞状の交付を受けたときは、第1項の規定による報告とともに賞の内容及び受賞者名を市長に報告しなければならない。

(市の免責)

第12条 市が後援等を行った事業において生じた損害及び第10条第1項の規定による取消しにより生じた損害については、後援等事業者において解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

(事務の処理)

第13条 後援等に係る事務は、当該後援等に係る事業を所管する課(鈴鹿市行政組織規則(平成9年鈴鹿市規則第7号)第3条に規定する課及び同規則第

は、第4条の規定により交付し、又は支給した物品等の返還を求めるものとする。

(事業完了の報告)

第10条 承認決定を受けたものは、事業が完了したときは、事業完了後30日以内に後援等承認事業実施報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、承認決定をした事業が入場料、参加料、負担金その他の料金を徴収したものであるときは、前項の実施報告書とともに収支決算書の提出を求めることができる。

3 承認決定を受けたものは、第4条の規定により賞状の交付を受けたときは、第1項の実施報告書とともに賞の内容及び受賞者名を市長に報告しなければならない。

(市の免責)

第11条 市長は、承認決定を受けた事業において発生した事故等による損害及び承認決定の取消しにより生じた損害の責任を負わないものとする。

(事務の処理)

第12条 後援等に係る事務は、当該事業を所管する課(鈴鹿市行政組織規則(平成9年鈴鹿市規則第7号)第3条に規定する課及び同規則第6条第1項に規

6条第1項に規定する会計課をいう。
以下この条において同じ。)又はこれ
に関連のある課において処理するもの
とする。

第14条 略

定する会計課をいう。以下同じ。)又は
これに関連のある課において処理する
ものとする。

第13条 略

佐佐木信綱記念館条例施行規則の一部改正について

佐佐木信綱記念館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年9月25日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

佐佐木信綱記念館条例施行規則の一部を改正する規則

(別 紙)

提案理由

佐佐木信綱記念館条例施行規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第2号の規定により、この議案を提出する。

佐佐木信綱記念館条例施行規則の一部を改正する規則

(佐佐木信綱記念館条例施行規則の一部改正)

第1条 佐佐木信綱記念館条例施行規則（平成25年鈴鹿市教育委員会規則第8号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条の規定により許可を受けようとする者は、佐佐木信綱記念館使用許可申請書（第1号様式）を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用許可の変更)</p> <p>第6条 条例<u>第11条第2項</u>に規定する利用者（以下「利用者」をいう。）が許可を受けた事項を変更しようとするとき又は許可を受けた特別利用の中止をしようとするときは、佐佐木信綱記念館特別利用許可変更・中止申請書（第7号様式）に当該許可に係る許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条の規定により許可を受けようとする者は、佐佐木信綱記念館使用許可申請書（第1号様式）を<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用許可の変更)</p> <p>第6条 条例<u>第11条</u>に規定する利用者（以下「利用者」をいう。）が許可を受けた事項を変更しようとするとき又は許可を受けた特別利用の中止をしようとするときは、佐佐木信綱記念館特別利用許可変更・中止申請書（第7号様式）に当該許可に係る許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和5年 月 日から施行する。

令和5年9月 教育委員会 定例会

報 告 事 項

令和5年9月25日

鈴鹿市教育委員会

次期鈴鹿市教育振興基本計画の策定について

1 策定経緯

- 令和4年11月 策定方針（定例会，庁内会議）
 令和5年 1月 現行の教育振興基本計画の基本事業に係るアンケートの実施
 ～2月
 令和5年 4月～ アンケート集計・分析，次期教育振興基本計画の素案作成
 令和5年 9月 学校関係者，子どもの意見聴取

2 計画の構成等

(1) 全体の構成

めざすこどもの姿 > 基本理念 > 基本目標（3）
 > 施策の基本的方向（5）> 基本事業（23）

(2) 教育大綱との関係

- ・教育振興基本計画の中に教育大綱が包含されている。
- ・めざすこどもの姿から基本目標までが教育大綱となる。

3 施策の基本的方向及び基本事業

(1) 施策の基本的方向及び基本事業の内容

別添資料「次期鈴鹿市教育振興基本計画に係る施策の基本的方向及び基本事業」
 のとおり

(2) 現行の教育振興基本計画の基本事業に係るアンケート結果

別添「鈴鹿市教育振興基本計画策定のためのアンケート調査結果報告」のとおり

4 今後の予定

時 期	内 容
R5年9月	学校関係者及び子どもに対する意見聴取
R5年10月	教育委員会定例会（報告），庁内会議（審議）
R5年11月～12月	正副議長説明，市議会全員協議会（素案説明，協議） パブリックコメント実施
R6年2月～3月	教育委員会【議決】 庁内会議（審議） 公表

天栄中学校区における学校再編の取組について

教育委員会事務局 教育政策課

1 学校再編計画策定に向けた取組について

- ・令和5年8月21日(月)～ 学校再編計画(素案) 意見募集開始
- ・ 9月 1日(金) 合川小学校 PTA 役員会において説明
- ・ 9月 2日(土) 天名小学校 保護者説明会において説明
- ・ 9月 9日(土) 学校再編計画(素案)に係る説明会の開催
- ・ 9月15日(金) 郡山小学校, 栄小学校 PTA 役員会において説明
- ・ 9月20日(水) 学校再編計画(素案) 意見募集終了

2 取組の実施概要

(1) 【9月1日】合川小学校 PTA 役員会における主な意見等

- 「義務教育学校」設置までに「新たな小学校」を開校する必要性は何か
- 昨年の説明会で示された学校再編と、今回示された内容の違いは何か
- 基本方針の適正規模基準は、合川や天名の地域にとって適切な基準か
- 天栄中学校において稲生小学校出身の児童が増えてきていることから「義務教育学校」を特認校にする印象を受ける

(2) 【9月2日】天名小学校 保護者説明会における主な意見等

- 「義務教育学校」における教育理念は教員の人事異動で変わらないのか
- 「新たな小学校」に栄小学校が加わらないことはなぜか
- スクールバスの運行について具体的に示してほしい
- 子どもの教育環境を最優先に考えて学校再編を進めてほしい
- 学校再編には財政上の事情もあるのではないか
- 学校再編に伴い、放課後児童クラブはなくなるのか

(3) 【9月9日】学校再編計画(素案)説明会における主な意見等

開催日時:令和5年9月9日(土)午前10時から午前11時30分まで

開催場所:天栄中学校 体育館

参加人数:87人(大人83人,子ども4人)

説明内容:別紙のとおり

- 義務教育学校を設置する学校再編だけではだめなのか
- 統合反対が多数意見のように扱われているが、統合反対は多数意見ではない
- 学校再編の白紙撤回を求めている声がある

- 個別最適な学習を進めるためには、複式学級は理想的な環境ではないか
- 合川小学校で発生する複式学級への支援について考えているのか
- 小学校一年生の子どもをスクールバスに乗せるのは不安である
- 学校再編に伴い、放課後児童クラブはなくなるのか
- 義務教育学校について(校舎のあり方, 建設場所など)

(4) **【9月15日】郡山小学校 PTA 役員会における主な意見等**

- 6年後に「義務教育学校」設置が控える中で、「新たな小学校」開校に係る
労力が大きいのではないか(スクールバス, 校名, 校章, 校歌など)
- 「義務教育学校」の開校時期を早められないのか
- 学校再編に反対の声も聞くが, どう応えてくのか
- 今後, 放課後児童クラブはどうなるのか

(5) **【8月21日～9月20日】意見募集における主な提出意見**

提出人数: 44人

- 再編計画を支持する(クラス替えのできる適正な規模の学校に通わせたい)
- 早期に決着させて, この先の見通しと安心感を持ちたい
- 保護者や地域住民との議論が不十分ではないか
- 「新たな小学校」開校に向けた検討課題について
(スクールバスの運行方法, 放課後児童クラブ, 跡施設などに関する質問)
(具体的な検討に時間を割くべきであるなど, 次の展開を望む声など)
- 近隣市でも実施している複式学級を推進するべきではないか
- 少人数では子どもの教育に色々な課題があるのではないか
- 学校再編に係る費用に関する記載がない
- 義務教育学校の設置時期を早められないのか
- 「新たな小学校」の開校を行わず, 「義務教育学校」設置はできないのか
(児童生徒の負担の大きさや費用対効果など)
- 「義務教育学校」の「特認校」の考え方
(「通学区域の弾力化」の今後の運用など)

3 今後の対応

これまで出された意見の整理を行い, 市長部局とも連携の上, 「天栄中学校区における学校再編計画」の修正作業等を進めていく。

天栄中学校区における学校再編計画説明会

【本日の流れ】

①開会挨拶

②計画(素案)説明

③質疑応答

④閉会挨拶

新たな教育環境として本市のモデル

令和14年度
を**14**年度
を目途に**早期開校**
をめざす

義務教育学校

より良い教育環境の実現
先進的な教育の実践

令和8年度
開校



小学校の再編による「**新たな小学校**」

天栄中

合川小

天名小

郡山小

栄小

「天栄中学校区における学校再編計画(素案)」

「義務教育学校」 の設置について

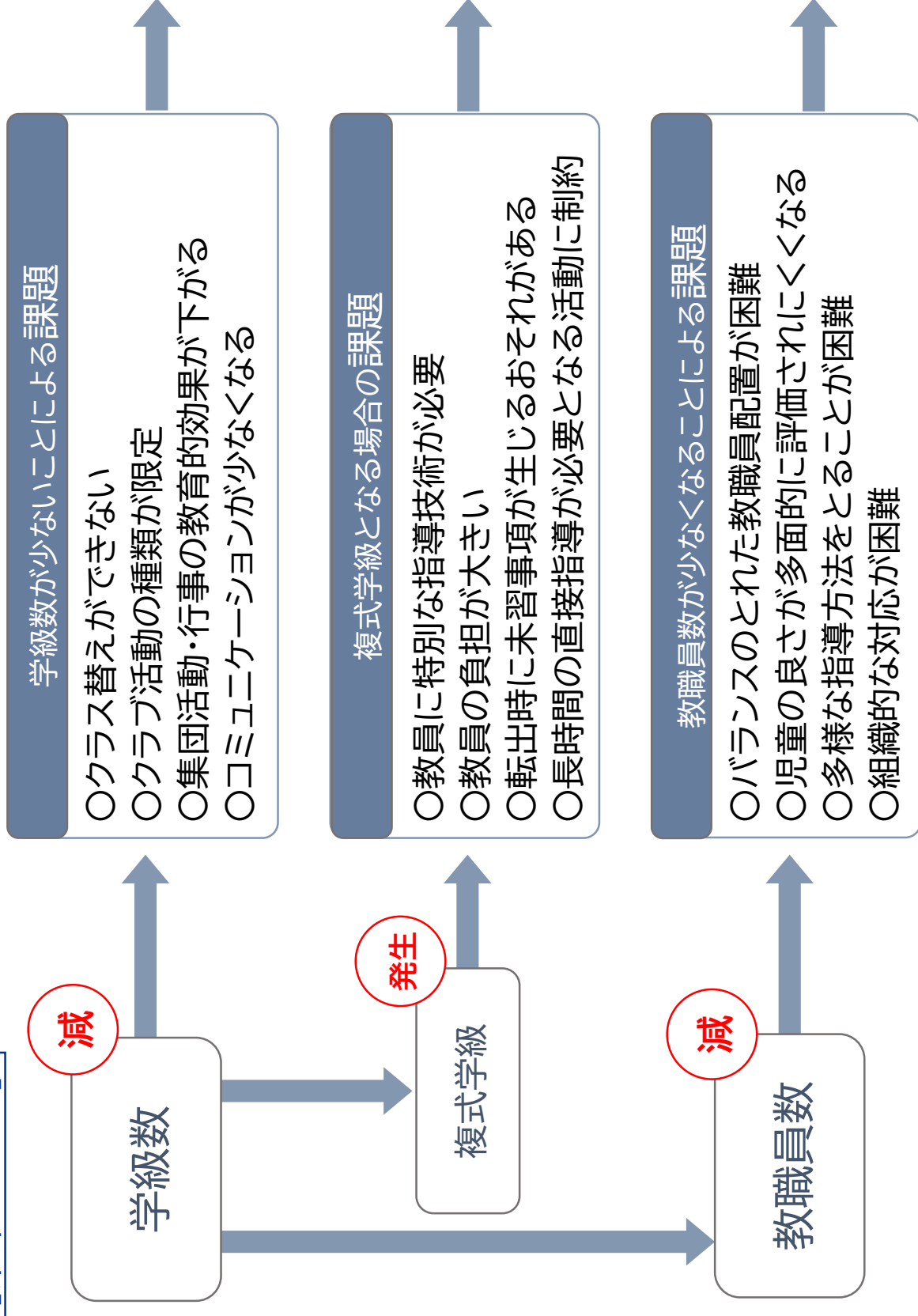
本市のモデル校ともなる新たな教育環境を創造するため、**義務教育の9年間の教育課程を見据えた「義務教育学校」の設置に向けた考え方を示す。**

「新たな小学校」 の開校について

「義務教育学校」の設置までの期間に、合川小学校で令和6年度、天名小学校で令和8年度に発生する見込みである複式学級に対して、より良い教育環境を提
供する必要があることから、**今後の小学校のあり方**を示す。

「学校の小規模化に伴う様々な学校運営上の課題」

【素案P2-5】



【素案P12】

1つの複式学級発生見込み時期 → 合川小令和6年度, 天名小令和8年度
 2つの複式学級発生見込み時期 → 合川小令和9年度, 天名小令和17年度
 郡山小学校, 栄小学校でも児童数の減少が続く見込み

■ 実数値による推計

■ 推計値による推移

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和15年度 (2033)	令和17年度 (2035)	令和20年度 (2038)	令和25年度 (2043)
合川小学校	普通学級 児童数	69	68	60	56	52	54	60	54	53	49
	学級数	6	5	5	5	4	5	6	6	5	5
天名小学校	普通学級 児童数	74	68	63	66	61	48	51	47	40	38
	学級数	6	6	6	5	5	5	5	4	4	4
栄小学校	普通学級 児童数	150	143	133	122	111	103	124	124	109	91
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
郡山小学校	普通学級 児童数	176	167	164	172	162	142	147	149	129	109
	学級数	6	6	6	7	7	7	6	6	6	6

合川小学校の令和6年度以降の児童数は、小規模特認校制度による入学者数は考慮していません。
 (令和5年度「20年推計」を基に整理)

【素案P13-16】

小中一貫教育に関する国の動向

- 「小中一貫教育制度」の整備（平成27年の学校教育法の改正等）
- **9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について，検討していくことの必要性**
 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）

小中連携教育

小・中学校がお互いに情報交換や交流を行うことを通じて，小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

小中一貫教育

小・中学校が目指す子供像を共有し，9年間を通じた教育課程を編成し，系統的な教育をめざす教育

	義務教育学校	小中一貫校
組織・運営	1人の校長，1つの教職員組織 教員は原則，小・中学校の両免許状を併有	小学校・中学校それぞれに校長・教職員 教員は各学校種に対応した教員免許状を保有
修業年限	9年（前期課程6年（小学校段階），後期課程3年（中学校段階））	小学校6年，中学校3年
教育課程	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程の編成 ・小中一貫教育（独自教科）等の設定 ・指導内容の入れ替え・移行 ・柔軟な学年段階の区切りの設定が可能（5-4制，4-3-2制 等）	

いずれの学校も施設の形態（一体型，隣接型，分離型）は問わない。
 施設一体型：小学校と中学校の校舎の全部または一部が，一体的に設置されている。
 施設隣接型：小学校と中学校の校舎が，同一の敷地内または隣接する施設に別々に設置されている。
 施設分離型：小学校と中学校の校舎が，隣接していない別々の敷地に設置されている。

【素案P13-16】

特徴①

柔軟な学年段階の区切りの設定が可能

(例) 3-2-4 / 5-4 / 4-3-2

⇒ 小学校段階の学級担任制から中学校段階の教科担任制へ緩やかに移行することができ、いわゆる「中1ギャップ」の軽減が期待できる

特徴②

9年間の系統的な学習活動や児童生徒理解を行うことが可能

1人の校長のもと教職員組織も1つであることで、教員同士の連携を図りやすい

国が示す9年間を通じた教育課程, 指導体制を構築するためには9年間を見通した教育課程が編成される「義務教育学校」の方が, より効果的な教育活動を実現できる

(例) 義務教育学校



学級担任制

(担任がほぼ全ての教科の授業を実施)

一部教科担任制

(一部の教科で実施)

教科担任制

(教科を専門とする教員が授業を実施)

9年間の一貫した児童生徒理解と見守りを行うことが可能

9年間を通して学習を行う独自教科の設定が可能



【素案P13-16】

天栄中学校区の地域の特徴

歴史ある地域と
新たな住宅地域が共存

自然豊かな環境

近隣に高等教育機関
が立地

地域の多大な協力を
得ながら教育活動を展開

義務教育学校を設置することで

- 高等教育機関との連携により、先進的な取組を推進
- 児童・生徒や教職員との多様な関わりが可能
- 9年間の特色ある教育活動を展開

校内外で
多様な
交流や
つながり

地域の
活性化
が期待できる

新たな教育環境として本市のモデル校ともなる「義務教育学校」

○ **令和14年4月**を目途に、**早期開校**をめざす

○ **「特認校」**を想定して検討
(市内のどこからでも通学可能)

新設校舎 (施設一体型)

義務教育学校

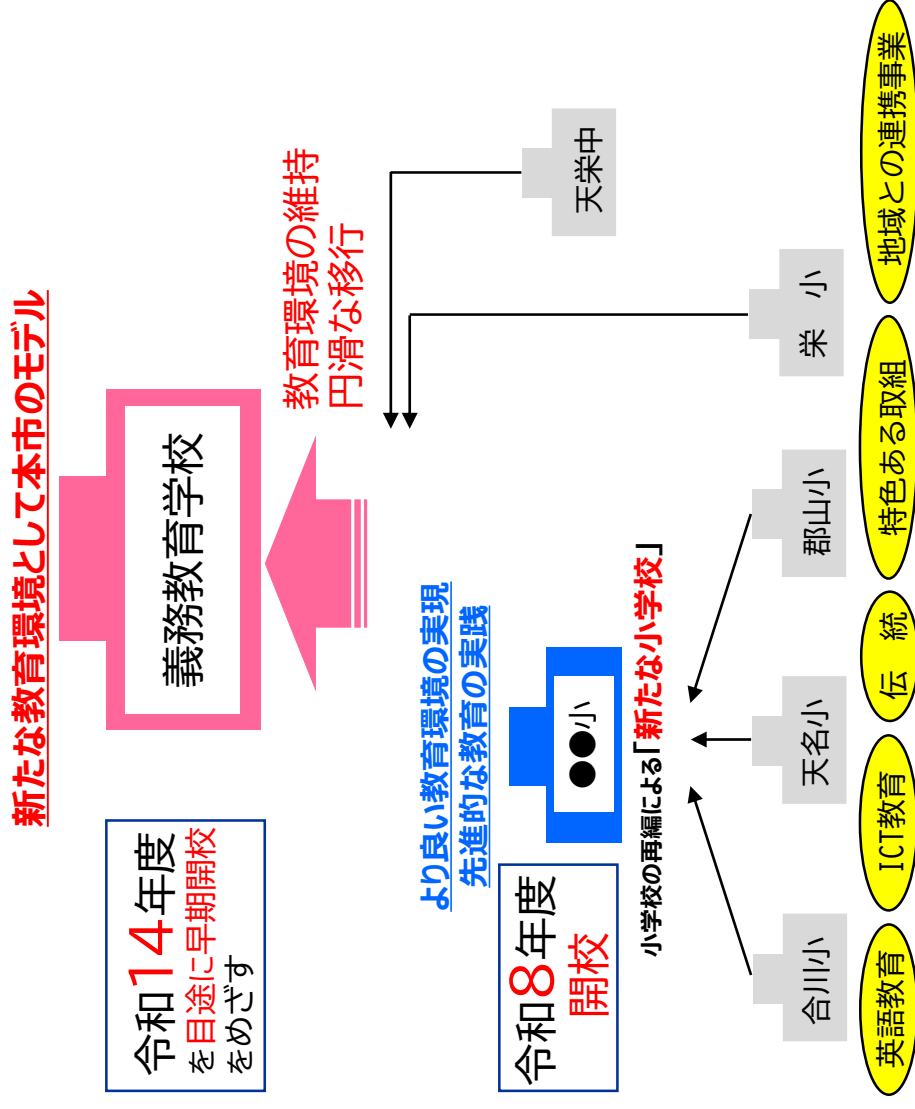
- ・ 9年間の連続した教育課程の編成
- ・ 施設のあり方検討
- ・ 特認校として市内全域から通学可能

【素案P17-19】

「義務教育学校」の開校までに、合川小学校及び天名小学校で複式学級が発生し、**さまざまな課題が顕在化**することが考えられることから、児童により良い教育環境を提供するため、「**新たな小学校**」を開校する。

小中一貫教育

小中連携教育



「新たな小学校」の開校

- 合川小学校及び天名小学校の2校に郡山小学校を加えた3校で学校再編を行い、令和8年4月に「**新たな小学校**」を開校する。
- 「新たな小学校」は、現在の**郡山小学校の校舎**を活用する。
- 「新たな小学校」は、これまで3校で培われてきた取組を継承し、**先進的な教育を実践する**学校をめざす。
- 「新たな小学校」で構築された教育環境や得られた知見を生かして、**円滑な「義務教育学校」への移行**につなげていく。

合川小学校の小規模特認校制度について

- 令和7年度入学者を最後とする。
- すでに小規模特認校制度を利用して合川小学校に通学している児童は、令和8年度以降に通学する小学校について、それぞれの希望や事情に対応していく。

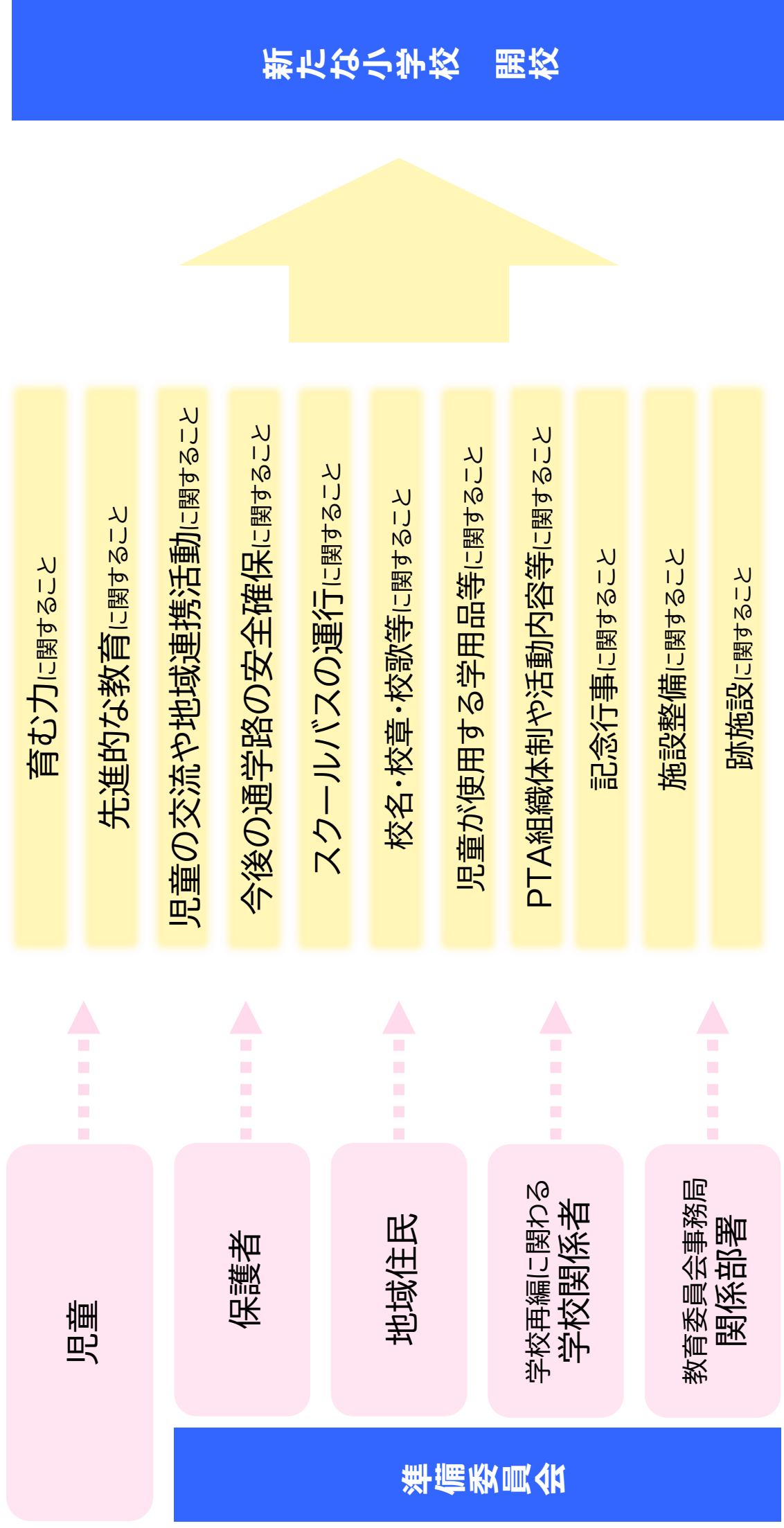
【素案P17-19】

「新たな小学校」

- たくさんの友達と出会い、一緒に遊んだり、協力する機会がふえる
- いろいろな友達と活動をする中で、自分や友達のあらたな一面に気づく機会がふえる
- いろいろな価値観をもつ友達と学ぶ中で、あらたな物の見方や考え方、表現の仕方に触れる
- 運動会の種目などが増え、学校行事がより活性化する
- 集団で行うスポーツ種目の選択肢がふえる（例）サッカー、野球、ドッジボール
- いろいろな長所を持った友達と磨き合い高め合う機会がふえる
- いろいろな友達に自分の考えを伝える機会がふえる
- 進学等の際の大きな集団に適応する力をのばす
- いろいろな活躍の機会をもち、多面的な評価の中で個性をのばす



【素案P20-27】



【素案P20-27】

【スクールバス運行に向けたスケジュール案】

令和5年度

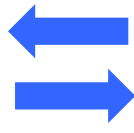
教育委員会事務局を
中心に実施

- 対象地域の整理
- 車両計画の整理
- 運営方法の整理
- 運行の情報共有手法整理
- 意見及びニーズ把握
- 先進事例の調査・分析

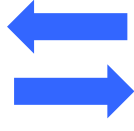
令和6年度

準備委員会で協議, 準備を進める

- 対象者の整理
- 運行手法検討
- 運行ルート・停留所設定
- 利用方法周知
- 車両準備



周知・ニーズ把握



保護者・地域住民

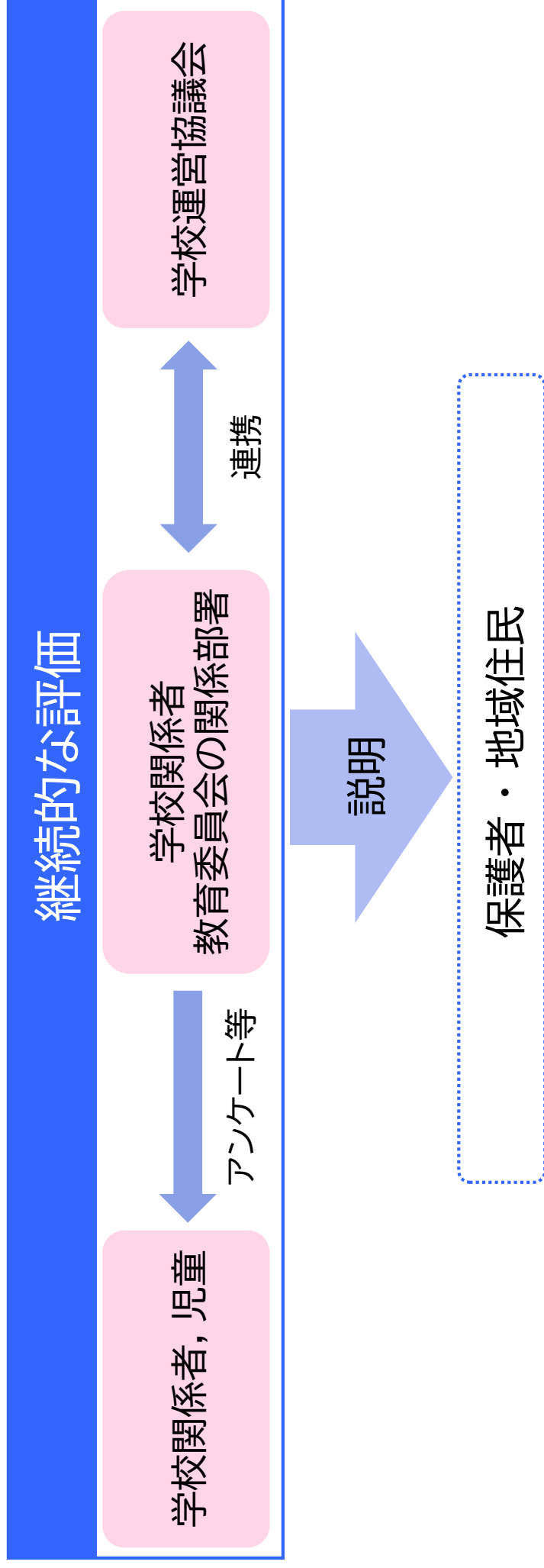
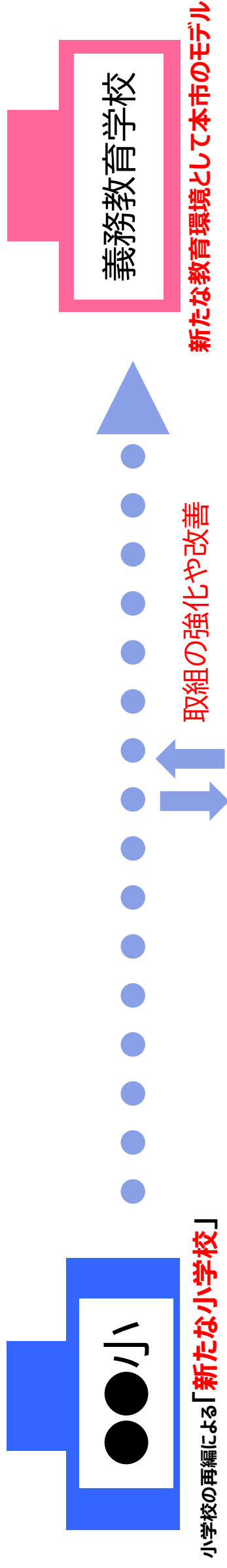
令和7年度

令和8年度

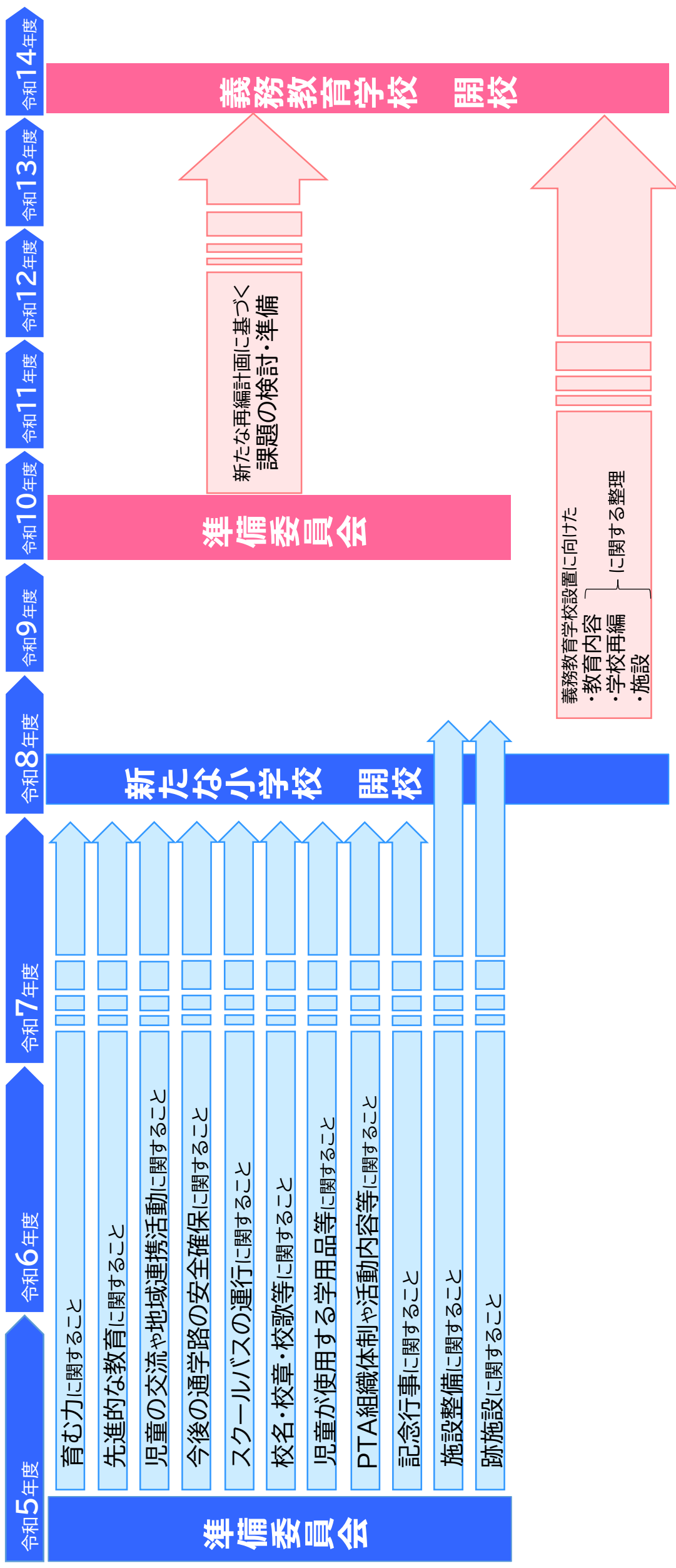
スクールバス運行

【素案P20-27】

円滑な「義務教育学校」への移行につなげていく

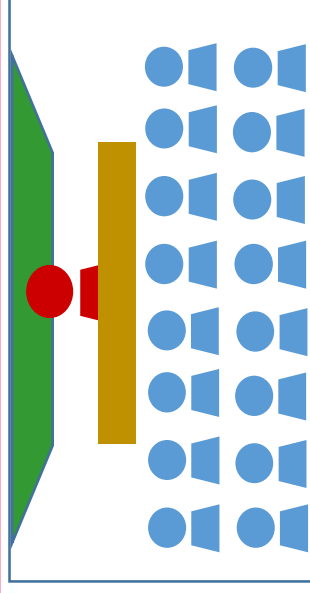


【素案P20-27】



○少人数指導と複式学級での指導の違いについて

少人数指導について(例:算数)

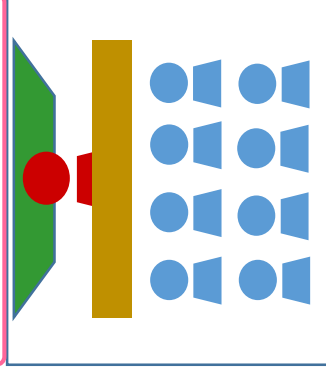


必要に応じて少人数指導を実施

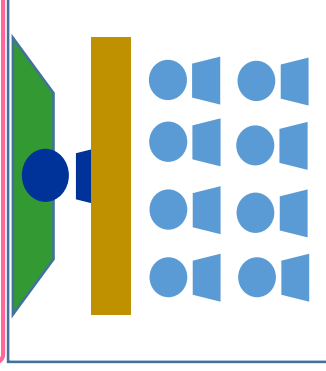


習熟度別指導

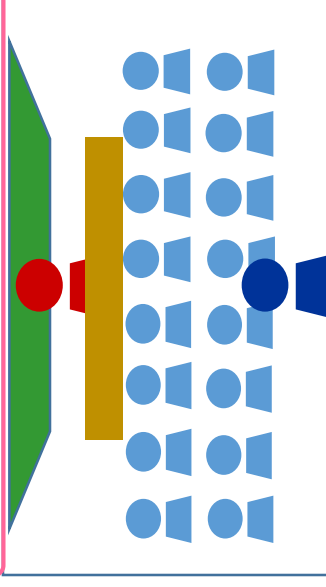
2年生算数(基礎クラス)



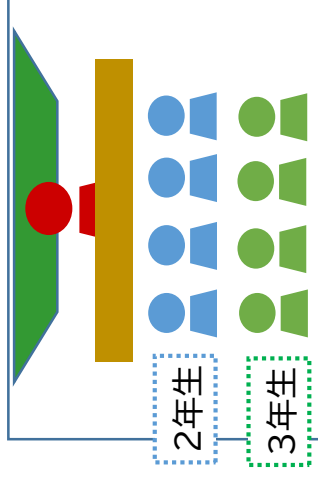
2年生算数(発展クラス)



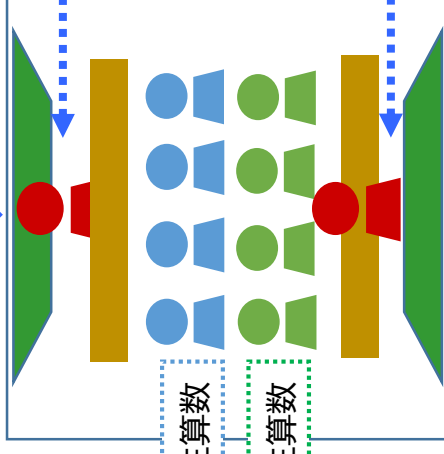
複数の教員で授業を実施



複式学級での指導について(例:算数)



同じ学級で、異なる内容を学習



「わたり」

一人の教員が
2年生と3年生を
交互に指導

少人数指導では、理解・習熟の個人差が生じやすい教科を教員2人で指導したり、グループに分けたりして、個に応じてきめ細かく指導を行う。

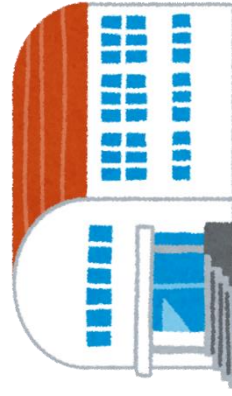
複式学級では、学習内容の異なる2つ以上の学年に
対して同時に指導を行う。

- 学校再編後の跡地について

保護者や地域の意向を踏まえて検討していく

屋内運動場やグラウンド

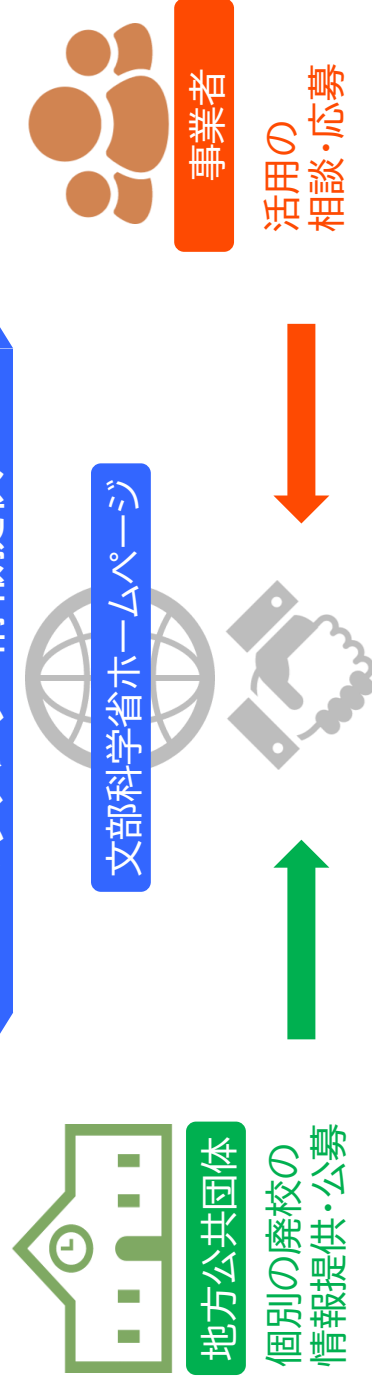
現在



- 地域のスポーツの場
- 災害時の避難場所

文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」

マッチング・情報提供



文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」等を活用して民間活用の可能性を探るなど検討を行いたい。

天栄中学校区における学校再編計画(素案)について

地域の皆さんの意見を募集しています

意見募集期間

令和5年8月21日(月)～9月20日(水)

対象者

- 天栄中学校区に在住の方
- 本案に関係を有する方

計画(素案)閲覧場所

- 教育政策課 (鈴鹿市役所 本館11階)
- 地区市民センター (合川, 天名, 栄)
- 郡山公民館
- 鈴鹿市教育委員会ホームページ

鈴鹿市子ども条例（仮称）の制定について

子ども政策部 子ども政策課

1 概要

子どもが権利の主体として尊重され、安心して健やかに育つことができるよう、子どもや子育てにやさしいまちづくりの実現を目指すため、鈴鹿市子ども条例（仮称）を制定する。

2 理由

本市では平成24年に施行した「鈴鹿市まちづくり基本条例」に子どもの権利を明記し、「鈴鹿市総合計画2023」や「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」において、子どもの権利を尊重するための施策を積み重ね、具体的な取組を推進してきた。

一方で、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化により子育て世帯の孤立が進み、また、コロナ禍を経て、虐待や貧困などの問題がより顕在化してきている。子どもたちが直面するこれらの課題には、行政だけではなく、地域や企業などとも連携した包括的な対策が求められる。

このような中、令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、また、こども基本法が施行され、今後、国による子ども関連施策の更なる拡大や加速化が想定されている。

本市においても、子どもの権利保障や子育て支援を明確に表明し、子どもたちの健やかな育ちを地域社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、子ども条例を制定し、より実効性のある施策をこれまで以上に推進していくための基本的な指針とする。

3 主な内容

（1）総則

条例の目的や、語句の定義（「子ども」の範囲など）

（2）子どもの権利

子どもの権利の保障を明記

(3) それぞれの役割

それぞれの立場（市，保護者，事業者等）における役割について明記

(4) 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや子育てに対する支援・取組を明記

(5) 計画及び検証

施策を推進していくための計画（鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画）
及び検証について明記

4 施行期日

令和6年12月1日

（公布日は令和6年9月定例議会の議決日）

5 スケジュール等（予定）

(1) スケジュールの概要

時 期	内 容
令和5年9月	条例制定の方針決定（行政経営会議）
令和5年10月	正副議長への説明
令和5年10月～令和6年1月	骨子案の作成，政策検討会議，条規審査会
令和6年2月	骨子案の協議（行政経営会議），議会との調整 （正副，全協・各派等）
令和6年3月	パブコメの実施
令和6年4月～6月	パブコメの結果協議（行政経営会議），条例案 の作成，条規審査会
令和6年8月	議案提出
令和6年9月	議案の採決，公布
令和6年12月	施行

(2) 意見聴取のプロセス

令和5年10月～令和6年3月を目途に、以下のとおり意見聴取を行う。
なお、条例案作成後も、必要に応じて意見聴取を行う予定である。

ア 有識者等

外部有識者からの意見聴取については、鈴鹿市子ども・子育て会議において、「鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会」を設置し、子ども・子育て会議の委員以外の関係者を部会委員に加えて、幅広く意見聴取する。

◎検討部会委員の構成区分

学識経験者	鈴鹿大学／こども教育学部学部長
福祉教育等関係団体	鈴鹿市社会福祉協議会／療育センター主任 鈴鹿私立保育連盟／会長 鈴鹿市私立幼稚園協会／会長 鈴鹿市学童保育連絡協議会／指導員 鈴鹿市放課後子ども教室／地域コーディネーター
市民，保護者等の関係者	鈴鹿市 PTA 連合会／研修部 副部長 鈴鹿子ども支援ネットワーク／理事 市民代表（公募）
行政機関関係者	三重県鈴鹿児童相談所／家庭児童支援課長 鈴鹿市立小中学校長会／牧田小学校校長
その他の関係者	各団体，有識者，外国人関係団体，教育委員会事務局，人権政策課 など

◎鈴鹿市子ども子育て会議 令和5年度開催スケジュール

時期	形態	条例制定に係る議題内容
令和5年10月	本会議	鈴鹿市子ども条例（仮称）制定方針や部会の設置について
令和5年10月 ～ 令和6年1月	検討部会	子どもの意見聴取の手法（アンケート調査やヒアリングの実施方法等）や条例骨子案，施行までの周知方法等について
令和6年2月	本会議	中間報告

イ 子どもや若者等

子ども等の意見聴取については、アンケート調査等を実施する。

調査対象	実施方法	備考
小・中学生	・学校経由で依頼 ・WEB 回答	Chromebook での回答を想定。
高校生	・学校経由で依頼 ・紙又は WEB 回答	神戸高校（鈴鹿学）や鈴鹿高専（学官連携）とのワークショップも予定。
子育て 当事者	・依頼方法は検討中 ・紙又は WEB 回答	第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査に合わせて実施できるか検討中。子育て関連施設でのアンケートも別途検討。
その他	検討部会において、上記以外の方法も検討していく。	

ウ 市議会

条例制定に関してはこれまでも市議会から提言をいただいていることから、市議会議員との意見交換の機会を調整する。

6 他市等の状況

【全国】

147 自治体（全自治体数は約 1,700）で制定。

※この内、3分の1の自治体が令和に入ってから制定。

【県内】

三重県「三重県子ども条例」（H23 制定）

伊賀市「伊賀市子ども健全育成条例」（H17 制定）、

名張市「名張市子ども条例」（H18 制定）

東員町「みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例」（H27 制定）

7 その他

条例の制定過程における子どもの意見聴取に当たっては、今後、教育委員会事務局を始め関係部局との調整が必要となることから、随時連携を図りながら進めていく。また、こども家庭庁は令和5年度末を目途に、子どもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドラインを公表する予定であり、条例制定の進捗状況に応じて、当ガイドラインにも留意する。